

3年7ヶ月という歳月は、途方もなく長い道のりでした。突然、生活と音楽を奪われ、将来と生きる希望をなくした2012年4月12日のことは、今思うと前世のように遠い過去のようにです。その場から一歩も歩めなかった私を、3年7ヶ月後の勝利まで支えて下さったのは、県職労連の皆様をはじめとする働く者の仲間達の、たゆまない温かい支援でした。

組合の大会や行事で争議の訴えや演奏をさせて頂いたり、カンパやCDの販売で経済的支援も頂きました。判決を受けて、まず皆さんに心からお礼を申し上げたいと思います。

判決では、解雇理由について様々な観点から吟味されて、解雇無効の判決が導き出されたのですが、この解雇理由などというものは、そもそもこじつけであって、一番の問題は解雇の背景となる理事による神奈川フィルの私物化です。2006年くらいから神奈川県が民間に運営を丸投げしたところに、私利私欲で楽団を牛耳ろうとする理事達が、巢を食い出しました。彼らは神奈川フィルの賃金待遇を全国のオーケストラの最低ランクまで引き下げるだけではなく、指揮者やコンサートマスター、首席の選定など、本来楽員にあるべき音楽的な主体性までも奪いました。神奈川フィルをオーケストラではなく、音楽事務所のように仕立て上げ、音楽的判断よりも経営判断を優先し、演奏活動を業務命令化し、禁断のエキストラによる水増しも躊躇なく、オーケストラの姿を歪め、その発展を阻害する運営を進めてきました。オーケストラを本来の姿に戻すべく、先頭に立って異を唱えた私と布施木さんへの解雇は、まさに理事の私物化の象徴とも言えるものです。

本来ならば昨年の7月に県労委で出された解雇無効の命令を受けて、この事件は解決されるべきだったのですが、約二億円の補助金を出し、県知事が顧問、県民局長が評議員を務め、文化課を上げて支援しているにもかかわらず、このような横暴な運営を放置し、「外部団体の内部管理の問題」と野放しにして問題の解決を長引かせている神奈川県の責任は大きいと思います。今回の地裁判決を受けてもなお、県知事が無責任な態度をとり続け、県民の税金を使って控訴させるようなことは、決して許されることではありません。

完全に職場復帰を果たす日まで、県職員の皆様の一層のご支援をお願い致します。